

<p style="text-align: center;">折目</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p>○注 意</p> <p>一 特別区の設置について賛成の人は賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。</p> <p>二 他のはがきは書かないこと。</p>	<p style="text-align: center;">折目</p> <p style="text-align: center;">表</p> <p>何郡(市)何町(村)を関係市町村とする特別区の設置についての投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(市×区) 町(村)選挙 管理委員会印</p> </div>
---	--

備考

- 一 この様式は、法第七条第六項において準用する公職選挙法第四十六条第一項の規定による投票の場合の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 投票用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印は、市区町村の選挙管理委員会の定めるところにより、市区町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

<p style="text-align: center;">折目</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <p>○注 意</p> <p>一 特別区の設置について賛成の人は賛成欄に○を、反対の人は反対欄に○をつけること。</p> <p>二 ○のほかは何も書かないこと。</p>	<p style="text-align: center;">折目</p> <p style="text-align: center;">表</p> <p>何郡(市)何町(村)を関係市町村とする特別区の設置についての投票</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>(市×区) 町(村)選挙 管理委員会印</p> </div>
---	--

備考

- 一 この様式は、法第七条第六項において準用する公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票の場合の様式である。
- 二 用紙の紙質及び用紙に押すべき市区町村の選挙管理委員会の印については、その一に準ずる。

四 令第八条において準用する公職選挙法施行令第五十一条の規定による請求に基づいて交付する投票用紙は、この様式及び公職選挙法施行規則第五条第二項の規定による様式に準じて調製するものとする。